



葛西の海の歴史

葛西海浜公園の大部分は、荒川と旧江戸川の河口に広がる干潟となっており、「三枚洲」と呼ばれています。かつて、ここでは、海苔、アサリ、ハマグリなど豊富な魚介類がとれる漁場として、また、舟遊びや潮干狩りなどを楽しむ憩いの場として、海と人々の暮らしが深く関わっていました。

しかし、東京の沿岸では、高度経済成長期に水質の悪化や地下水取水による地盤沈下などの公害が発生し、廃棄物の処理や物流用地の確保から埋立ても進んでいきました。

こうした状況に対する反省から、東京都は、昭和45年（1970年）に定めた葛西地区の開発計画において、都市と自然との調和を目指すことを掲げ、東京に残る最後の自然の海辺であった葛西沖の干潟を保全することとしました。



かつての潮干狩りの様子

江戸川区郷土資料室蔵



海苔採集<昭和29年10月撮影>

江戸川区郷土資料室蔵

葛西海浜公園について

葛西地区の最も海に近い場所には、都民の憩いの場として「葛西臨海公園」（約81ヘクタール）を整備し、その前面の海には、干潟の保全を図り、都民の海とのふれあいの場とするため「葛西海浜公園」（約412ヘクタール）を整備しました。これらの公園は、平成元年（1989年）にオープンしています。

葛西海浜公園は、延長約800mの2つの人口なぎさ（「西なぎさ」と「東なぎさ」）と、沖合2kmまで広がる海域からなる公園です。「西なぎさ」はバーベキューや潮干狩りなど、海辺でのレクリエーションを楽しむことが出来ます。「東なぎさ」は自然環境を保全するため、一般の立ち入りを禁止しています。



西なぎさ



公園内の干潟（東なぎさ）



干潟の恵み

葛西海浜公園のように、潮の満ち引きによって水没と干出を繰り返す沿岸域の砂泥地を干潟といいます。潮の流れによって栄養分が運ばれ、太陽の光もよく届くことから

プランクトンが豊富であり、それを餌とする貝やカニなどが砂や泥の中に生息しています。さらに、それらを捕食する魚や鳥などのさまざまな生き物も集まって来ます。

自然豊かな干潟は、人々の生活に役立つ多くの役割を持っています。

- 潮干狩り、釣り、舟遊びなど、海辺の憩いの場
- 貝や魚などの食料の供給
- 貝等の生き物が水中の有機物を食べることによる水質浄化
- 波浪を抑制し、海岸を保全することによる防災機能



葛西海浜公園には、さまざまな渡り鳥が飛来します。冬には、スズガモが海を埋め尽くすように群れをなしているほか、多くのカンムリカイツブリを観察することができます。

こうした野鳥や水生生物等の貴重な生息地である葛西海浜公園の干潟について、東京都はラムサール条約に基づく湿地としての登録を目指しています。

大都市に残された広大な干潟の環境が保全され、人々の様々な営みが豊かな自然と共存しているこの公園は、国際的にも貴重な事例となっています。東京都は、これからも地域住民や公園利用者とともにこの干潟を守り、活用する取組を進めていきます。



都市と共存する干潟

葛西海浜公園とラムサール条約



カンムリカイツブリ



テリハノイバラ



オサガニ



スズガモ



トビハゼ



葛西海浜公園と ラムサール 条約

ラムサール条約とは

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

湿地の保全と**ワイズユース**を目的に、1971年にイランのラムサールで採択されました。
日本は1980年に加入しており、釧路湿原や小瀬などが登録されています。



スズガモ



カンムリカイツブリ

ワイズユース (Wise use) とは

湿地の恵みを賢く使うこと。湿地の生態系を損なわず、持続的に維持・利用していきます。たとえば、葛西海浜公園ではワイズユースの1つとして、水質浄化のための「竹ひび設置活動」を行っています。また、産業や文化的な利用により、人間の生活を豊かにするとともに、次世代へと継承していくことを目指しています。

葛西海浜公園が満たしている登録基準

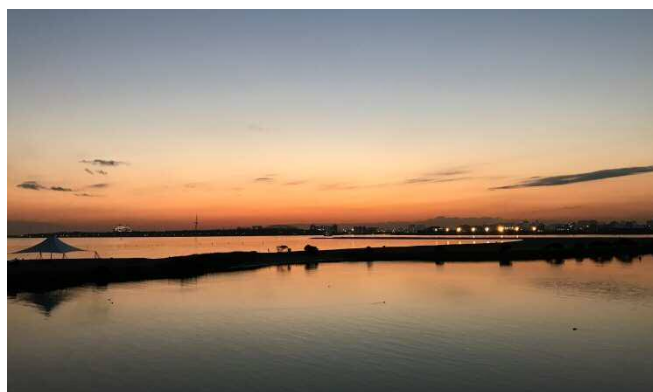
葛西海浜公園は9つの基準のうち、「定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地」※1と「水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地」※2の2つを満たしています。

基準のほかに必要となる条件

- 国の法律によって、将来にわたり自然環境の保全が図られること
⇒ 鳥獣保護管理法による鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を進めています。
- 地元住民から登録への賛意が得られること
⇒ 地元自治体、自然保護団体及び狩猟関係団体との合意形成を進めています。



飛翔するスズガモ



都市と西なぎさ

東京都が登録を目指す理由

葛西海浜公園は海の自然回復と海と触れ合うレクリエーションの場として、人工なぎさの造成により、東京に残る唯一の干潟の保全を図った公園です。

ラムサール条約湿地登録を通じて、干潟の利用や保全の取組を強化する契機するとともに、東京2020大会に向けて、都心のほど近くに豊かな自然と人々の営みが共存している素晴らしい場所を持つ都市である東京を世界にアピールしていくことを目的としています。



海水浴体験

※1 ガンカモ類が該当

※2 スズガモ及びカンムリカイツブリが該当



登録について Q&A



ハマゴウ

Q.1 登録されることで新たな規制ができる？

A.1 新たな規制は生じず、現在行われている活動や海辺のレクリエーション（海水浴や潮干狩りなど）は、これまでどおりの利用が可能です。なお、国の鳥獣保護区及び特別保護地区への指定となると、下記の手続き等が必要となります。

- これまでと同様、鳥獣の狩猟が規制されます。
- 特別保護地区においては、下記の行為に許可が必要となります。
 - ①一定規模以上となる建築物その他工作物の新・改築、増築
 - ②水面の埋立、干拓
 - ③木竹の伐採

Q.2 ラムサール条約湿地に登録されることによって鳥は増える？

A.2 登録されることで鳥が増えるということはありません。鳥に限らず、葛西海浜公園には多くの生物が生息しています。東京都は、引き続き、葛西海浜公園の生物多様性を保全する活動に取り組んでいきます。



干潟の観察会



西なぎさで散歩



竹ひび設置活動

Q.3 自然環境の保全と都民による利用の両立はできる？

A.3 ラムサール条約では、基本的な考え方の一つとして「賢明な利用（ワイズユース）」を提唱しており、自然環境を守るだけでなく、人々の暮らしや産業などの社会経済活動のために、干潟を持続的に活用することを推進しています。

葛西海浜公園においては、海水浴体験や海苔づくりなどの利用のほか、NPO等による水質改善の取組として、浄化能力を有する牡蠣が付着する「竹ひび」の設置が行われています。都民が海と共生するさまざまな営みはラムサール条約の理念に合致するものであり、今後とも継続を図っていきます。

～東京都はこれからも、葛西海浜公園干潟の保全と利活用を進めていきます。～

